

(別表1)

事業継続力強化支援計画

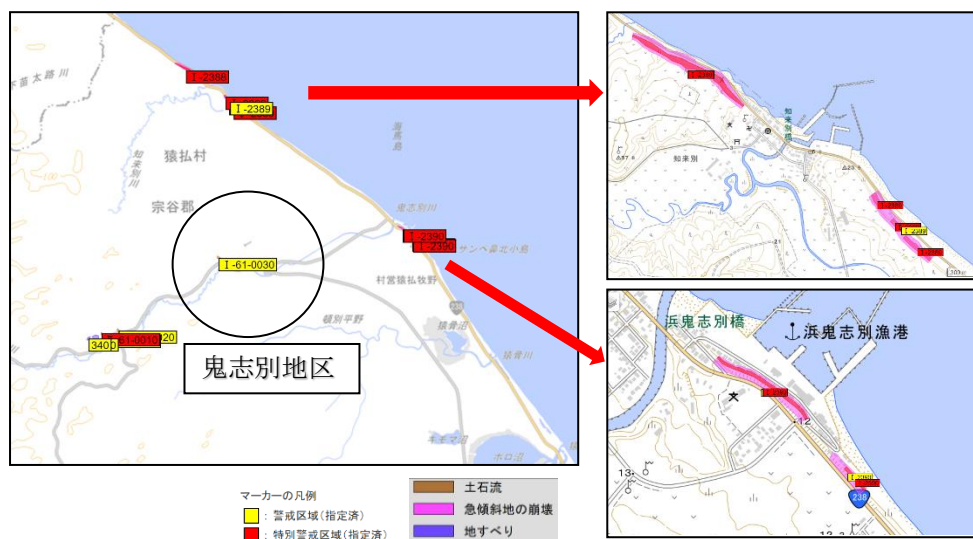
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①土砂災害

北海道土砂災害警戒情報システムによると、当村の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域は、住民が集中する鬼志別地区は1箇所となっているが、生命線である国道238号線沿においては複数指定されている。本線が寸断されると国道まで大きく迂回しなければならず、小規模事業者の経営に大きな影響が出ることから、対策が必要である。



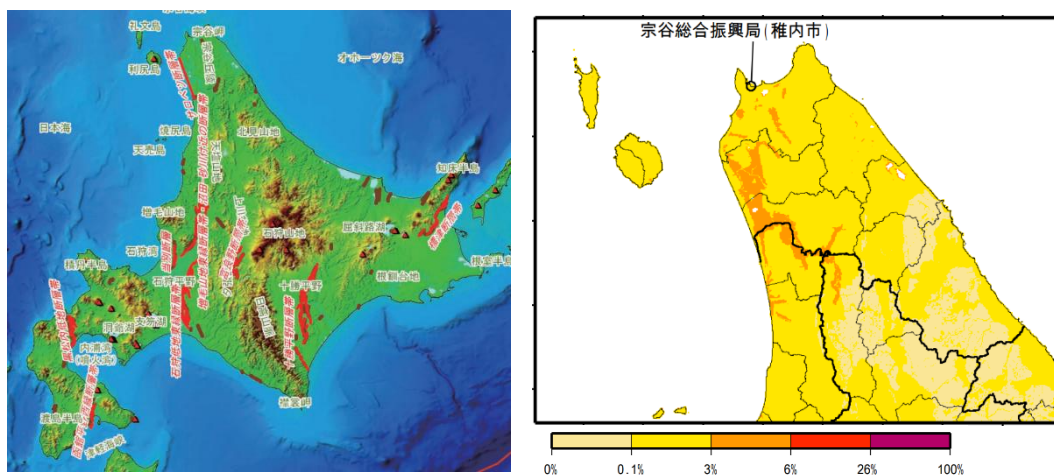
(出典:北海道土砂災害警戒情報システム)

②地震

当村に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると、オホーツク海一帯においては活断層が無く、今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は0.1%以下となっている。しかしながら、昨今では100年に一度と言われる様な自然災害が多発しており、常に警戒が必要である。

北海道の活断層

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



(出典:地震調査研究推進本部)

③感染症

インフルエンザは、秋から冬頃にかけて流行が始まり、翌年の1月～3月頃にピークを迎える。感染力が強く、流行が始まると短期間で感染が拡大する為、地域社会や経済への影響が懸念される。

また、この度の新型コロナウイルスのようにワクチンが開発されていない新型感染症が今後も発生する可能性もあり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

④その他

当村では、これまでも台風や雪による災害に見舞われてきた。特に平成16年9月の台風18号では村内全域で大きな被害が出た。また、平成30年3月の暴風雪では多くの住宅が停電となったほか、村内の至る所が通行止めとなった。

《過去における主な台風等の災害》

平成16年 (2004年) 9月8日	台風18号 村内全域 被害額21,893(千円) 住家一部損壊3棟(1,600千円)、農業共同利用施設3件(730千円)、営農施設54件(13,660千円)、漁船破損1件(150千円)、水産共同利用施設1件(180千円)、水産施設1件(2,000千円)、公立病院1件(40千円)、工業被害1件(3,493千円)、その他被害1件(40千円)
平成29年 (2017年) 9月18日 ～19日	台風18号 光ケーブル断線等6箇所、鬼志別小学校 窓ガラス1枚破損、村営プール 屋根(シート)破損、ごみステーション2台倒壊(浅茅野台地・芦野)、林道・村道での交通障害倒木10本、農業施設 屋根・壁等破損8箇所、暴風による飛来物処理1件

《過去における主な雪害等の災害》

平成25年 (2013年) 1月26日	暴風雪・波浪 村内全域 国道238号(声問～智福)通行止め、道道(豊富猿払線ほか)通行止め、電線(浜鬼志別～知来別)障害により停電(14時頃～20時22分 知来別全域・浜鬼志別一部)、災害対策本部設置
平成28年 (2016年) 2月29日 ～3月1日	暴風雪 村内全域 臨時避難所開設(猿払村役場、避難者12名) 国道238号(宗谷岬～浜頓別町智福)通行止め、道道138号(豊富猿払線)浜鬼志別～沼川))
平成30年 (2018年) 3月1日 ～3日	暴風雪 約790戸停電(平成30年3月2日08:00復旧)、各公共施設 休館、村内通行止め(国道238号 浜鬼志別～枝幸町目梨泊→稚内市豊岩～枝幸町目梨泊)、(道道138号(豊富猿払線)浜鬼志別～鬼志別→浜鬼志別～上声問原野(沼川付近))、(道道584号(猿払停車場線)浜猿払(国道238号交点)～猿払)、(道道585号(狩別猿払停車場線)猿払～狩別)、(道道1089号(猿払鬼志別線)芦野～鬼志別)

(出典：猿払村地域強靱化計画)

(2) 商工業者等の状況

- ・商工業者数 96人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 77人 (H26 経済センサス)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	14	13	市街地に集中
	製 造 業	8	2	町内に広く分散
	小 売 業	17	15	市街地に集中
	飲食業・宿泊業	10	9	〃
	サービス業・その他	47	38	町内に広く分散
	合計		96	77

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
猿払村防災会議条例	H24. 9	
猿払村地域防災計画	R3. 2	
猿払村災害ハザードマップ	R3 年度	令和 3 年度作成
防災訓練の実施	R3. 9	年 1 回の実施
防災備品の備蓄	—	アルファ米 (3,670 色)・飲料水・非常食他
新型インフルエンザ等対策 行動計画の策定	H26. 5	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	R3. 9	チラシ配布 50 部
事業継続計画について周知	R3. 12	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R3. 12	広報記事掲載 (北海道・日本政策金融公庫資金)
損害保険への加入促進	R3. 10	チラシ配布 50 部

2 課題

- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時の行動が協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	14	13	1	1	2	2	2
製 造 業	8	2	1	1	0	0	0
小 売 業	17	15	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	10	9	1	1	1	1	1
サービス業・その他	47	38	1	1	1	1	1
合 計	96	77	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域を優先し、おおむね3期（15年）で地域の小規模事業者全てが策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

猿払村	猿払村商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画の策定を予定している。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部裕樹（防災士/ITコーディネータ）に依頼し、職員のノウハウの育成を図る。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	14	13	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
製造業	8	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
小売業	17	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	10	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	47	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	96	77	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。（年1回開催）

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下図を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	経営指導員

- ・本計画により、当会と当村は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

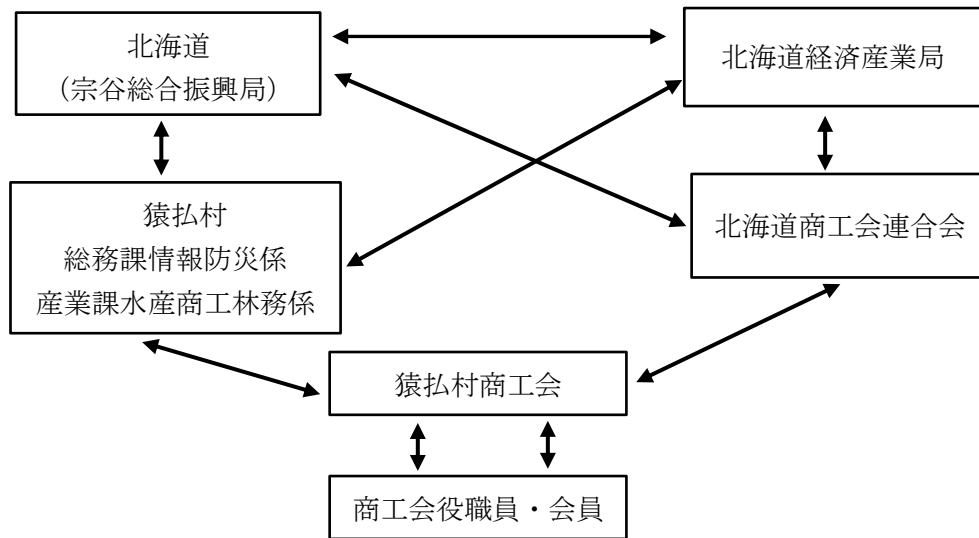
- ・当村で取りまとめた「猿払村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生を防止するため、被災地域での活動を行なうことについて決める。
- ・当会と盗聴は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ村と定めた方法により確認する。
- ・当会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて報告する他別、別途支持があった方法にて報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ村と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当村と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

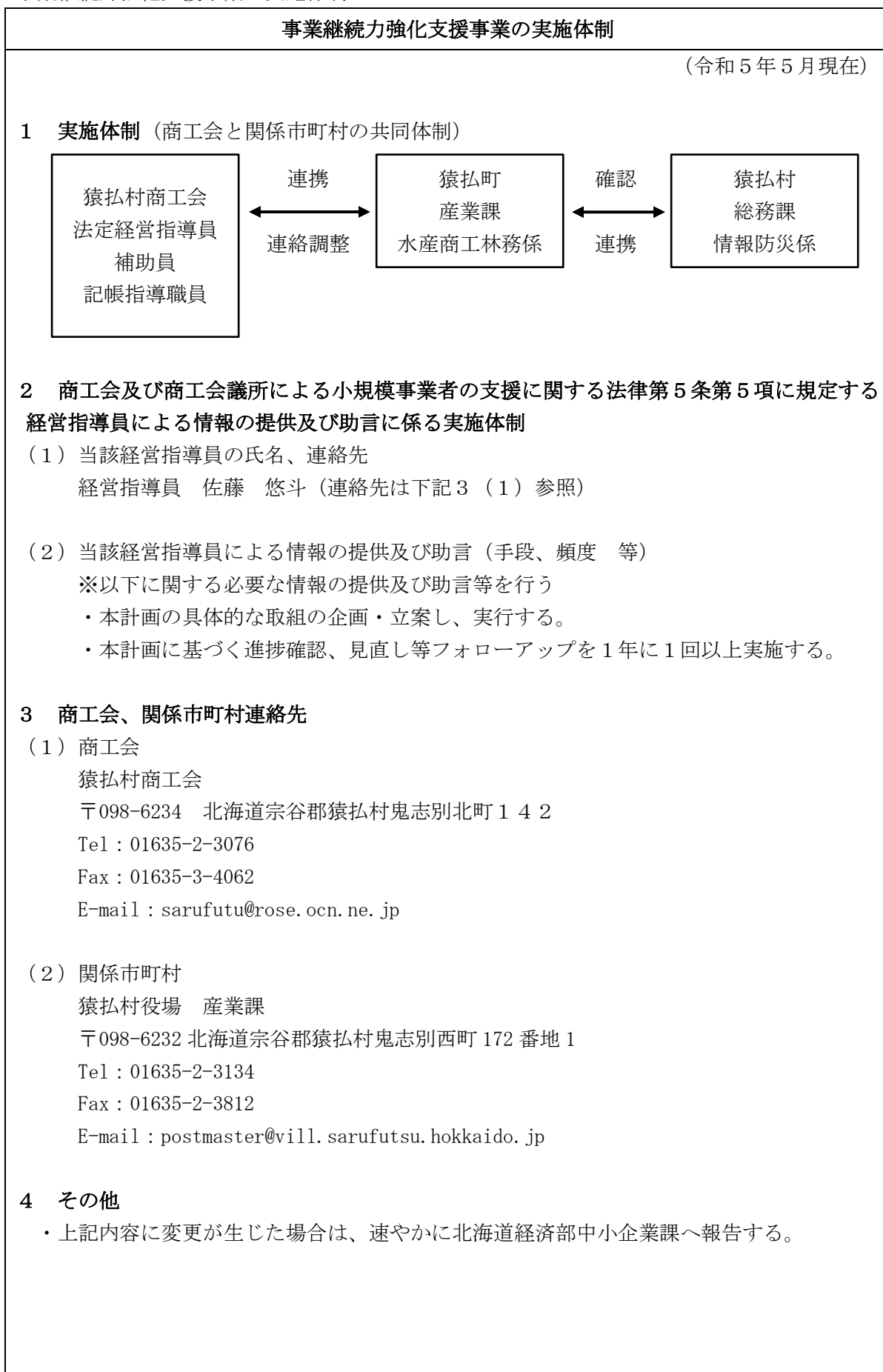
- ・猿払村の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、猿払村・猿払村商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、各種手数料、国補助金、道補助金、村補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。